

重要!

新型コロナウイルス拡大に伴う「ボランティア活動保険」の加入手続きにかかる特例対応について

1.特例対応による加入手続きの変更点

本来、ボランティア活動保険の補償期間は、加入申込書に保険料を添えて申込んだ翌日午前0時としていますが、特例対応では次のとおりとします。

- ①加入申込書をFAXで受領した場合も窓口での加入申込みと同様の取扱いとすることとします。
- ② ①により加入を認めた場合、保険料が後納となっても加入申込書受領の翌日0時より補償期間とします。
- ③加入報告の関係上、5月末までには保険料を窓口にてお支払いください。

2.特例対象者

前年度より継続してボランティア活動保険に加入希望の団体・個人とします。

※令和2年度初めて加入を希望する団体・個人は活動内容の確認や保険加入時の説明が必要と考えられるため、窓口までお越しください。

3.特例対応の期間

令和2年4月1日(水)～令和2年5月31日(日)※期間を延長いたします。

問い合わせ:地域福祉課 大村・宮川

TEL:0572-25-1134

FAX:0572-25-1132